(総則)

第1条 売払人及び買受人は、頭書の物品売払契約に関し、この契約書に定めるもののほか、現場説明事項に従い履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 買受人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは 担保に供してはならない。

ただし、書面により、売払人の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約金額の納付)

- 第3条 買受人は契約金額を売払人の発行する納入通知書により、指定された納付期日までに売払人 に納付しなければならない。
- 2 買受人は、前項に規定する納付期日までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、 その理由を詳記した書面をもって、売払人に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければな らない。

なお、納付期日延長の承認があったときは、買受人は、売払人に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、売払代金納付の日まで契約金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を支払わなければならない

- 3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による 消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に変動が生じた場 合は、買受人は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。 (所有権の移転)
- 第4条 売払物品の所有権は、買受人が契約金額及び遅延利息を完納したときに買受人に移転する。 (売払物品の引渡し時期)
- 第5条 売払人と買受人の両者が定める日に、売払人と買受人とが立会のうえ、当該売払物品をその 所在する場所から買受人に引渡すものとし、買受人はこれをすみやかに引取る義務を負うものとす る。
- 2 買受人は前項の引渡しを受けたときは、受領書を売払人に提出するものとする。

(危険負担)

第6条 売払物品の引渡しののち、買受人の責めに帰することのできない理由により当該売払物品が 滅失又は毀損した場合の損害はすべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第7条 買受人は、売払い物品に種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態がある ことを発見しても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることはできな い。

(契約の解除)

- 第8条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団 (暴対法に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う返還金等)

- 第9条 売払人は前条の規定により契約を解除したときは次項以下に定める措置をとるものとする。
- 2 買受人が支払った契約金額を返還する。ただし、当該返還金には利息を附さない。
- 3 買受人の負担した契約の費用は賠償しない。
- 4 買受人が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

(買受人の原状回復の義務)

- 第10条 買受人は、売払人が第8条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期日まで に、売払物品を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、売払人が売払物品を原状に回 復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 買受人は前項、ただし書の場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。又買受人の責めに帰するべき事由により売払人に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の 賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第12条 売払人は、第10条第1項の規定により契約金額を返還する場合において、買受人が前条に 定める損害賠償金を売払人に支払う義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺す ることができる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については、売払人と買受人とが協議して定めるものとする。